# 投資家と国との間の紛争解決 (ISDS)手続の概要

令和6年1月外務

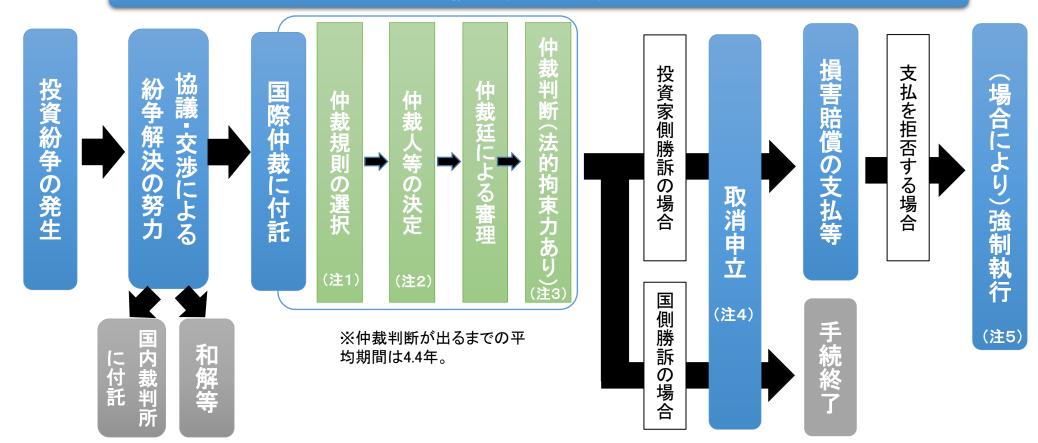
### 投資家と国との間の紛争解決(ISDS)手続とは

- 投資関連協定(注:投資協定及び投資章を含む経済連携協定)において規定される手続で、投資家と投資 受入国との間で発生した投資紛争を、国際仲裁等を通じて解決するもの。
- 投資家は、投資受入国との間で紛争が起こった場合、ISDS手続により国際仲裁に付託することができる。
- 付託を受けた仲裁廷は、投資受入国の協定違反及び協定違反による投資家の損害を認めた場合、投資受入国に対して、投資家への損害賠償の支払等を命じる。
  - ※ISDSとは、「投資家と国との間の紛争解決(Investor-State Dispute Settlement)」の略称。
  - ※ISDS手続は、日本が締結している投資関連協定の多くにおいて規定されている。

### ISDS手続の意義

- ISDS手続がない場合、投資紛争の解決手段は基本的に国内司法手続しかなく、投資受入国の司法制度の成熟度等によっては、当該国の裁判所が不当な形で投資家に不利な判断を行わないか、という中立性・公正性に対する不安が投資家に生じる。
- 投資受入国の国内司法手続に加え、中立的な国際仲裁としてISDS手続が提供されることで、
  - ①投資家及びその本国にとっては、投資をより実効的に保護する手段を確保できる。
  - ②そのような期待によって投資が促進され、投資受入国にとっても、経済発展のために投資を 呼び込むという協定締結の目的達成に資する。
- また、投資紛争が投資家と投資受入国との間で直接処理されることにより、投資紛争が直ちに 外交問題化することを回避できる。

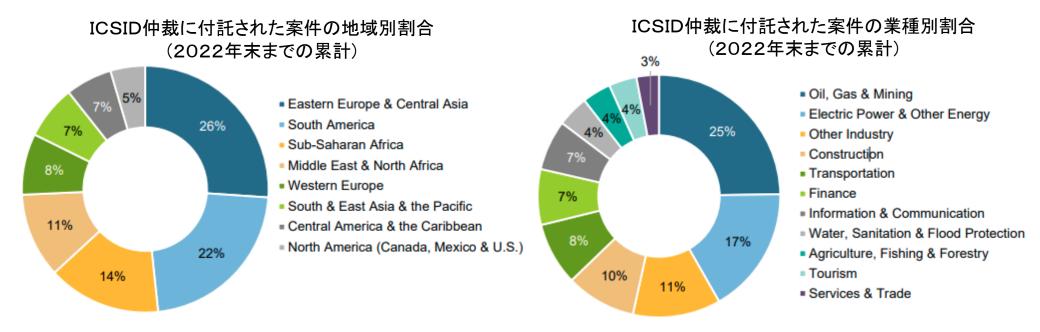
### ISDS手続の流れ(一般的な例)



- 注1:投資関連協定は、ISDS手続の際に利用できる仲裁規則(仲裁人の選定や審理手続に関する手続等を定める規則)を規定している。<u>投資家は、ISDS手続を行う際、その中から、当該仲裁において利用する仲裁規則を選択</u>する。仲裁規則には、投資紛争解決国際センター(ICSID)等の仲裁機関に付属する規則や、国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)仲裁規則のような、仲裁機関に付属しておらず、アドホック仲裁について規定する規則がある。
- 注2:仲裁廷は、一般的に3名の仲裁人からなる。通常、仲裁人は、紛争当事者である投資家及び投資受入国が各1名ずつ任命し、仲裁廷の長となる第3の仲裁人は、紛争当事者間の合意又は既に任命されている2名の仲裁人の合意による任命を目指すものの、合意に至らない場合は、第三者機関(ICSID事務局長等)によって任命される。
- 注3:投資受入国の協定違反により投資家に損害が生じた場合、仲裁廷は、仲裁判断において、損害賠償の支払等を命じる。
- 注4:ISDSには「上訴」の仕組みはないが、敗訴した側が、仲裁手続上の瑕疵の有無等を争う場合は、仲裁判断の取消申立が可能。
- 注5:「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」(ニューヨーク条約)又はICSID条約に基づき、投資家は、同条約の締約国の国内裁判所に対し、<u>仲裁判断の強制執行</u>を求めることができる。

### 世界におけるISDS手続の利用の現状

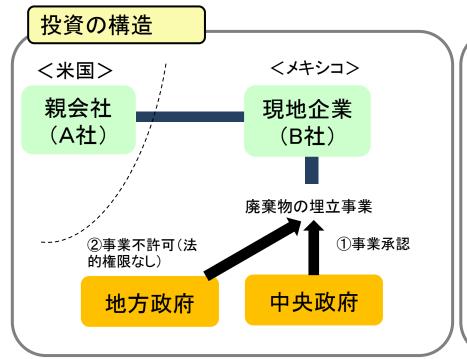
- 世界の投資関連協定に基づく国際仲裁は、公開されている限りで、2022年末までの累計で 1257件(出典:UNCTAD Investment Dispute Settlement Navigator)。
- 提訴された国は、東欧・中央アジア、中南米、中東・アフリカ諸国が多い。
- 業種別には、エネルギー・インフラ分野が多いが、第一次産業から第三次産業まで幅広い業種 に及んでいる。



出典:The ICSID Caseload - Statistics(Issue 2023-1)

### よくあげられる仲裁判断例① (Metalclad 対 メキシコ、2000年8月30日仲裁判断)

- 米国企業 vs. メキシコ政府 (ICSID追加的制度仲裁規則)
- > 廃棄物の埋立事業



#### 事件の発端

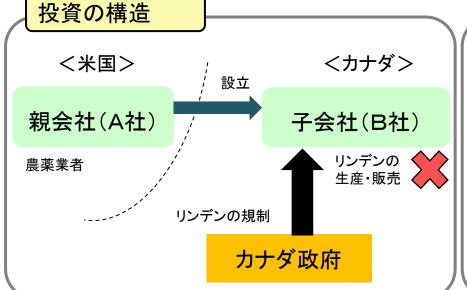
- 米国企業(A社)は、メキシコ中央政府から廃棄物の埋立事業の許可を受けていた現地企業(B社)を買収した。
- 地方政府は、廃棄物処理施設の建設地の住民が建設反対運動を始めると、施設の建設停止を命じた。当初、中央政府は、A社に対して、連邦政府の許可のみが必要であり地方政府は許可を拒否できない旨説明していた。
- 連邦政府及び地元の大学が行った環境評価では、適切な技術により施設が建設されれば、同地は有害廃棄物の埋立に適しているとの結論を得ていたが、地方政府は、施設建設地を含む地域を自然保護地域に指定することにより、操業を阻止した。

#### 仲裁廷の判断

仲裁廷は、①メキシコ中央政府が地方政府の行為を許容したことにより、<u>廃棄物処理場を操業するA社の権利の否定に同意したといえる</u>こと、②有害産業廃棄物を許可する排他的権限は中央政府にあったのであり、<u>地方政府の行為は権限から逸脱していた</u>こと等を指摘した上で、収用禁止の違反等にあたると判断し、損害賠償として約1669万ドルの支払いを命じた。

### よくあげられる仲裁判断例② (Chemtura Corporation対 カナダ、2010年8月10日仲裁判断)

- ➤ 米国企業 vs. カナダ政府 (UNCITRAL仲裁規則)
- > 農薬製造業



### 事件の発端

- 米国企業(A社)は、子会社等(B社)を通じて、農薬の一種である流動性リンデン(主に菜種に使用)を生産し、カナダにおいて登録販売していた。
- カナダ政府が、リンデンの危険性を考慮し、リンデン製品について、カナダ国内において販売・輸入可能な物質のリストからの登録の停止及び抹消を行った。

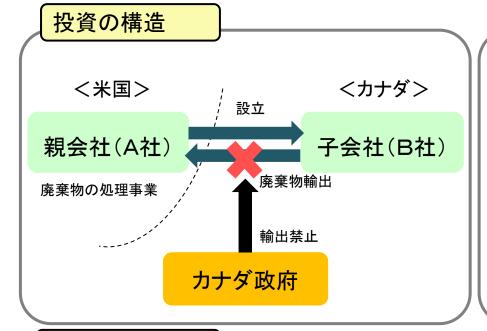
#### 仲裁廷の判断

仲裁廷は、①カナダの措置は<u>リンデンの安全性に対する国際的懸念の高まりを考えれば不公正な取り扱い等にあたらない</u>、②この措置は投資家の財産を実質的に剥奪していない、③この措置は<u>リンデンの健康に対する危険の高まりを考慮したカナダの正当な「警察権(police power)」の行使</u>であること等を理由に、カナダがNAFTAに違反していないことを認定し、米国企業の訴えを棄却した。逆に、仲裁廷は米国企業に対して、カナダ政府が訴訟に要した費用の半分を負担することを命じた。

### よくあげられる仲裁判断例③

### (S.D. Myers Inc. 対 カナダ、2002年 12月30日仲裁判断)

- 米国企業 vs. カナダ政府 (UNCITRAL仲裁規則)
- ➤ 廃棄物の処理事業



### 事件の発端

- 米国企業(A社)は、カナダに子会社(B社)を設立して、 カナダで取得した廃棄物を米国で処理する事業を進め ていた。しかし、カナダ政府の廃棄物の輸出禁止措置に より、事業を継続できなくなった。
- カナダ政府は、自国内で廃棄物を処理することは認めていた。ただし、カナダ国内には関連事業を営むカナダ企業は1社しか存在せず、同社はA社の米国工場(オハイオ州)より顧客から遠くに立地(アルバータ州)しているためコストが高く、また、A社のような豊富な事業経験や顧客からの信頼を有していなかった。

#### 仲裁廷の判断

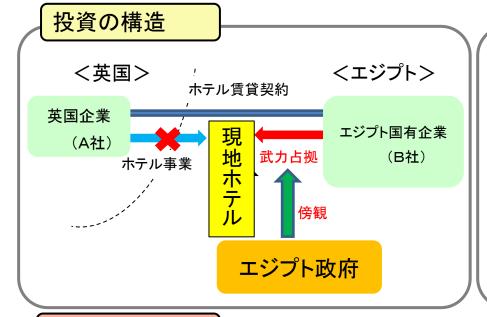
仲裁廷は、カナダが高い水準の環境保護を確立する権利を有していることを認めたものの、廃棄物の輸出禁止措置は環境政策に根拠を置く措置でなく、カナダ企業を他国企業との競争から保護する意図を有したものと認定した。その上で、内国民待遇等の違反を認定し、損害賠償として約386万ドル+利子の支払いをカナダ政府に命じた。

※なお、カナダ政府は、本判断を不服として、カナダ連邦裁判所に仲裁判断の取消しを求めたが、同裁判所は、仲裁廷の判断が合理的だったこと等を指摘し、カナダ政府の請求を却下した。

## よくあげられる仲裁判断例④

### (Wena Hotels Ltd. 対 エジプト、2000年 12月8日仲裁判断)

- ▶ 英国企業 vs. エジプト政府 (ICSID仲裁規則)
- ▶ ホテル事業



#### 事件の発端

- 英国企業(A社)はエジプト国有企業(B社)との間で現地 ホテルの賃貸契約を結び、ホテル事業を展開。その後 両社の間で契約をめぐり紛争が発生。
- 契約紛争が解決しない中、A社が賃借していた現地ホテルをB社の関係者が武力占拠。
- エジプト政府はこの武力占拠を知りながら傍観。結果、ホテルは1年間にわたりB社関係者に占拠される。

#### 仲裁廷の判断

仲裁廷は、エジプト政府がエジプト国有企業がホテルの武力占拠を行おうとしていることを知りながらそれに対する防止措置を行っていないこと、また、武力占拠発生後にホテルを英国企業に回復するための措置、エジプト国有企業側への実質的な処罰、英国企業への補償のいずれも行っていないと認定。仲裁廷はこれらのエジプト政府の不作為が、英=エジプト投資協定の下での「公正かつ衡平な待遇」違反、「十全な保護及び保障」違反及び収用を構成すると判断し、エジプト政府が英国企業に対し約2060万米ドルを支払うことを命じた。

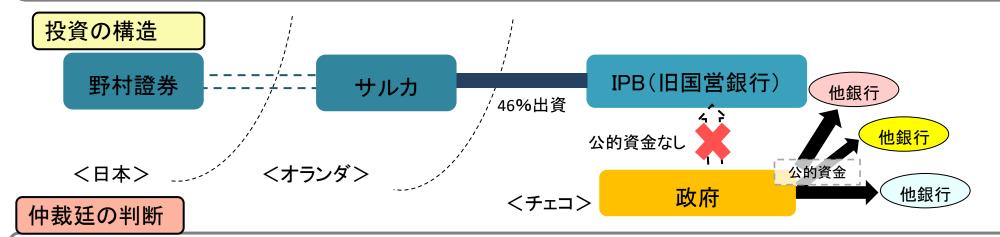
### 日系企業の利用事例

### (Saluka Investments BV 対チェコ、2006年3 月17 日仲裁判断)

- ▶オランダ企業(野村證券の子会社)vs. チェコ政府(UNCITRAL仲裁規則)
- ▶金融業

#### 事件の発端

- チェコの金融市場で重要な地位を占めていた旧国営の4銀行は、いずれも多額の不良債権を抱え、野村證券のオランダ子会社(サルカ)は、このうち1銀行(IPB)の株式46%を保有。
- チェコ政府は、IPBを除く3行には公的資金の投入など財政支援を行ったが、IPBには行わず、IPBの経営は さらに悪化し、最終的には公的管理下に置かれ、別の国営銀行に譲渡された。
- サルカは、一連のチェコ政府の措置がオランダ=チェコ投資協定に違反するとして仲裁廷に申し立てた。



仲裁廷は、公正衡平待遇の規定は、投資受入国には投資家の合理的期待を阻害しないことを要求するものであり、チェコ政府の措置・態度は、この公正衡平待遇に違反すると判断。最終的にチェコ政府は投資家側に対して約1億8100万ドル+金利分の賠償支払いを行った。